

# じぶんでんき提供条件

次に定める約款および料金表（以下「でんき約款等」といいます。）における、じぶんでんき（au じぶん銀行株式会社（以下「au じぶん銀行」といいます。）所定の Web サイトを経由して au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）に auEL 所定の方法で申込を行ったお客さまに対して auEL が提供する電気の供給等のサービスをいい、以下「本サービス」といいます。）に関する契約種別およびその他の条件については、このじぶんでんき提供条件（以下「本提供条件」といいます。）において、auEL が定めます。

- (1) でんき契約約款およびでんき契約約款料金表
- (2) でんき契約約款（東京電力・auEL）およびでんき契約約款（東京電力・auEL）料金表
- (3) でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）およびでんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表
- (4) でんき契約約款（関西電力・auEL）およびでんき契約約款（関西電力・auEL）料金表
- (5) でんき契約約款（中国電力・auEL）およびでんき契約約款（中国電力・auEL）料金表
- (6) でんき契約約款（北海道電力・auEL）およびでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表
- (7) でんき契約約款（北陸電力・auEL）およびでんき契約約款（北陸電力・auEL）料金表
- (8) でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）およびでんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）料金表

## 1 契約種別

- (1) 本サービスの契約種別は、でんき約款等に定める契約種別に応じて、下表のとおりとします。  
ただし、じぶんでんきオール電化プラン S（東京）, じぶんでんきオール電化プラン L（東京）は 1-1, 1-2 のとおりです

でんき約款等に定める契約種別		本サービスの契約種別
でんき契約約款料金表に定める 契約種別	プラン M（北海道）	じぶんでんき M（北海道）
	プラン L（北海道）	じぶんでんき L（北海道）
	プラン M（東北）	じぶんでんき M（東北）
	プラン L（東北）	じぶんでんき L（東北）
	プラン M（東北 2）	じぶんでんき M（東北 2）
	プラン L（東北 2）	じぶんでんき L（東北 2）
	プラン M（北陸）	じぶんでんき M（北陸）
	プラン L（北陸）	じぶんでんき L（北陸）
	プラン M（四国）	じぶんでんき M（四国）
	プラン M（四国 2）	じぶんでんき M（四国 2）
	プラン M（九州）	じぶんでんき M（九州）
	プラン L（九州）	じぶんでんき L（九州）

でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（東京 D）	じぶんでんき M（東京 D）
	プラン L（東京 D）	じぶんでんき L（東京 D）
でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（中部 D）	じぶんでんき M（中部 D）
	プラン L（中部 D）	じぶんでんき L（中部 D）
でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（関西 D）	じぶんでんき M（関西 D）
	プラン M（四国 D）	じぶんでんき M（四国 D）
でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（中国 D）	じぶんでんき M（中国 D）
でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（北海道 D）	じぶんでんき M（北海道 D）
	プラン L（北海道 D）	じぶんでんき L（北海道 D）
でんき契約約款（北陸電力・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（北陸 D）	じぶんでんき M（北陸 D）
	プラン L（北陸 D）	じぶんでんき L（北陸 D）
でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）料金表に定める契約種別	プラン M（東北 D）	じぶんでんき M（東北 D）
	プラン L（東北 D）	じぶんでんき L（東北 D）

(2) じぶんでんき M（北海道）およびじぶんでんき L（北海道）については、2021年2月17日をもって、auEL が適当と認めたときを除き、個人のお客さまからの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。

## 1 – 1 じぶんでんきオール電化プラン S（東京）

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### (3) 契約電流または最大需要容量

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」と言います。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### (4) 料金

基本料金および電力量料金は(5) 料金表のとおりといたします。

料金は、(5) 料金表によって算定された金額、でんき契約約款料金表 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびにでんき契約約款料金表 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

#### (5) 料金表

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流 10 アンペア	283.40 円 (311.74 円)
契約電流 15 アンペア	425.11 円 (467.62 円)
契約電流 20 アンペア	566.81 円 (623.49 円)
契約電流 30 アンペア	850.22 円 (935.24 円)
契約電流 40 アンペア	1,133.63 円 (1,246.99 円)
契約電流 50 アンペア	1,417.04 円 (1,558.74 円)
契約電流 60 アンペア	1,700.45 円 (1,870.49 円)

##### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

###### (1) 夜間時間

夜間時間は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	25.32 円 (27.85 円)

###### (II) その他時間

その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	32.50 円 (35.75 円)

##### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金およびでんき契約約款料金表 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	298.25 円 (328.07 円)

## 1-2 じぶんでんきオール電化プランL（東京）

### （1）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

### （2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### （3）契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客様の申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

### （4）料金

基本料金および電力量料金は（5）料金表のとおりといたします。

料金は、（5）料金表、でんき契約約款料金表7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびにでんき契約約款料金表7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

### （5）料金表

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1キロボルトアンペアにつき	283.40円（311.74円）

#### □ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### （1）夜間時間

夜間時間は、毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	25.32 円 (27.85 円)

(D) その他時間

その他時間は、毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	32.50 円 (35.75 円)

## 2 契約者等に係る情報の利用

### (1) 第三者への提供

au じぶん銀行のサービス提供のため、次の各号に定めるお客様の情報を、auEL が、au じぶん銀行へ提供することに同意していただきます。

イ お客様の氏名、住所、電話番号

ロ 需給契約の申込を auEL にて受け付けた日、需給契約の成立日、需給契約の変更日、需給契約の廃止日、その他需給契約の申込内容

ハ お客様が需給契約申込の際に指定した銀行預金口座にかかる au じぶん銀行の支店番号および口座番号

ニ お客様のじぶんでんきのご利用状況

ホ 需給契約に関してお客様に付与された識別符号

### (2) プライバシーポリシー

その他上記に定めのない事項について、au じぶん銀行が適法かつ公正な手段により auEL より提供を受けたお客様の個人情報は、au じぶん銀行が定めるプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。au じぶん銀行プライバシーポリシーを必ずご一読ください。

au じぶん銀行 個人情報取扱方針：<https://www.jibunbank.co.jp/privacy/>

## 3 その他

本サービスの提供に関し、本提供条件はでんき約款等と一体をなすものとし、本サービスの提供に関する本提供条件に定めのない事項については、でんき約款等の規定が適用されるものといたします。本サービスの提供に関し、本提供条件に定める内容と本提供条件前書き（1）から（8）に定めるでんき契約約款料金表に定める内容とが抵触する場合、本提供条件に定める内容が優先して適用されるものといたします。

## 附 則（実施期日）

本提供条件は、2025年5月16日から実施いたします。